

中小企業等による感染症対策助成事業 新たなコースを開始します！

東京都及び東京都中小企業振興公社は、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組等への助成事業について、「コロナ対策リーダー」が配置された店舗が実施する感染症対策に助成する新たなコースを開始します。

また、既存のCコースの助成対象経費も一部追加します。

(1) 事業内容

ガイドライン等に基づく感染予防対策に取り組む上で、以下の各コースで対象となる費用に対して助成

コース ※ ¹	既存コース			新コース
	Aコース	Bコース	Cコース※ ²	Dコース※ ³
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	3事業者以上の中小企業者等による共同申請	会員に飲食店を含む中小企業団体等による申請	店舗にコロナ対策リーダーを配置する中小飲食事業者による単体申請
対象経費	【備品購入費】 サーモカメラ等 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円以上 【内装・設備工事費】 換気設備やパーティションの設置工事等	【消耗品の共同購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液等 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円未満	【指定する物品の共同購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液、 ビニールシート、体温計 追加	【指定する消耗品の購入費】 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液 (注)1点あたり購入単価が税抜10万円未満 (注)コロナ対策リーダーの配置店舗のみが対象
助成限度額	50万円(申請下限額10万円) ・内装・設備工事を含む場合は100万円 ・換気設備の設置を含む場合は200万円 ※助成限度額は、1店舗(事業所)ごとに適用	30万円	飲食店1店舗あたり10万円	コロナ対策リーダーの配置されている飲食店等 1店舗あたり 3万円 ※助成限度額は、1店舗ごとに適用
助成率	2/3以内		4/5以内	4/5以内
事務局連絡先	03-4477-2886			03-6633-3815

※¹ 同一の対象へ重複する助成は不可

※² 法人格を有する団体による申請

※³ コロナ対策リーダー研修受講修了を証明する書類の添付が必要。申請を希望するリーダーの配置店舗をまとめて、各事業者が単独で申請

- (2) 申請受付期間 (A) (B) 令和3年1月 4日(月)～令和3年6月30日(水)
(C) 令和3年3月22日(月)～令和3年6月30日(水)
(D) **令和3年4月23日(金)～令和3年6月30日(水)**

- (3) 助成対象期間 (A) (B) 令和3年1月 4日(月)～令和3年8月31日(火)
(C) 令和3年3月22日(月)～令和3年8月31日(火)
(D) **令和3年4月 1日(木)～令和3年6月30日(水)**

- (4) 申請方法等 郵送、オンライン受付(今後実施予定)

詳細は、中小企業振興公社ホームページの募集要項をご覧ください。

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.leader.html>



問い合わせ先

(事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課 菅沼、今井 電話03-5320-4890
(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社 石渡、新垣 電話03-6260-7065